# 第5期第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画 (素案) の概要

# 1 背景及び目的

### (1) 背景

- ○本県のニホンジカは貴重な地域個体群であり、昭和30年 代前半には戦後の乱獲等により生息数が著しく減少
- ○それ以来、個体群の回復に努めてきたが、生息数が増加 に転じ、生息域も拡大
- ○生息数の増加や生息域の拡大に伴い、生活環境、農林業 及び生態系に係る被害が増加

# (2)目的

ニホンジカ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつ つ、生息数を適正な水準に減少させ、生息地を適正な範囲 に縮小させる。

## 2 管理すべき鳥獣の種類(特定鳥獣)

ニホンジカ

# 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

### 4 管理を行う区域

山口県全域

# 5 管理の目標等

### (1) 現状

- ○生息状況
- ・主な生息域は県西部の3市(下関市、長門市、美祢市) であるが、周辺の市町でも生息が確認
- ・令和2年度末の生息数は、県内で約2万6千頭と推定
- ○捕獲状況
- ・狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲頭数は年々増加
- ・平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、 令和2年度の捕獲頭数は過去最高

(H30:6,129頭、R元:6,788頭、R2:8,281頭)

### (2)被害状況及び被害防除対策

- ○農林業被害は造林木、水稲、野菜類等を中心に令和2年 度で約9千万円
- ○野生鳥獣全体に占めるシカの農林業被害額は増加傾向
- ○被害防除対策は、防護柵の設置による防護対策、はこわな等の導入、緩衝帯の整備、誘引物の除去等による生息 地管理を実施

### (3) 管理の基本的な考え方及び目標等

○基本的な考え方

自然条件下において、生活環境、農林業及び生態系被害 のない安定した状態への個体群の誘導・維持

○管理目標

本計画の終期における生息頭数を 17,000 頭まで誘導

# 6 鳥獣の数の調整に関する事項

#### (1)個体群管理の考え方

○規制緩和による狩猟の強化、被害に応じた有害鳥獣捕獲 の実施に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に活用

#### (2) 個体群管理の目標

○管理目標を達成するため、9,000 頭を目安に、毎年度実施する調査での推定生息数や捕獲状況、捕獲率や捕獲余力に基づき、当該年度の捕獲目標頭数を決定

### (3) 個体群管理の方法

- ○狩猟の促進
- ・法定の狩猟期間を11月1日から3月31日まで延長
- ・くくりわなの輪の直径を 12 cmから 15 cmに緩和
- ・下関市、長門市の「くくりわな架設制限区域」の期間満了
- → 両市でくくりわなの架設が可能となることから、両 市において適正なわな猟の取り扱いについて徹底を図 るとともに、くくりわなに係る研修会を開催
- ○有害鳥獣捕獲の促進や捕獲技術の研究・開発の推進
- ○狩猟免許試験 PR や研修の実施による狩猟者の確保・育成
- ○農林業者の狩猟免許取得など地域ぐるみの捕獲の推進

# 7 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

(1) 実施期間

11月1日から翌年3月31日までの5ヶ月間

(2) 実施区域

下関市、長門市、美祢市、宇部市、山口市、萩市、山陽小野田市及び阿武町の計7市1町

- (3) 事業の目標
  - ○当該年度の捕獲目標頭数を達成するため、狩猟や有害 鳥獣捕獲の状況等を考慮し、目標頭数を決定
  - ○個体数を効果的に抑制するため、主にメスジカを捕獲
- (4) 事業の実施者

山口県とし、その実施を認定鳥獣捕獲等事業者に委託

# 8 生息地の保護及び整備に関する事項

○人の生活空間とシカの生息場所の棲み分けができるよう 緩衝帯整備を行い、生息地を管理

# 9 その他管理のために必要な事項

### (1)被害防除対策

適切な捕獲と合わせ、効果的な被害防除対策を推進する ため、農林業者への普及啓発等を実施

### (2)調査研究

市町や関係団体、研究機関等との連携の下、捕獲実績や被害防除対策の効果検証等の調査研究

# (3)計画の推進体制

- ○行政、関係団体、関係者等の管理に関する合意形成
- ○市町や山口県鳥獣被害防止対策協議会など関係機関と の連携強化

### (4)計画の進行管理

- ○被害・捕獲状況等を基にした計画の進行管理
- ○山口県シカ対策検討会における計画の進捗状況の評価
- ○必要に応じて「山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部 会」において管理目標及び方策の見直しを検討